

岩手県告示第289号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、北上都市計画道路の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和元年9月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時 令和元年11月11日(月)午後2時から
- (2) 場所 北上市江釣子地区交流センター3階大会議室

2 都市計画の変更の案の概要

- (1) 変更箇所 別図のとおり。
- (2) 都市計画を変更する土地の区域 北上市相去町笹長根から成田19地割まで

3 公述申出書の提出期限 令和元年10月23日(水)

備考 「別図」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部北上土木センター並びに北上市役所に備えておいて令和元年9月24日から同年10月23日まで縦覧に供する。